

## 第7回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月7日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 小倉哲也            2番 山寄和雄            3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男           5番 小泉勝彦           6番 石川和利
  - 7番 石渡正明           8番 関           巖           10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥          12番 渡辺義一          13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫          15番 中山           明          16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 1名
  - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 4名
  - 伊藤事務局長          齊藤主幹           山田主査           高品主査

◎開 会

令和元年10月7日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。きょうは、大変台風の後片づけ等々いろいろお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。9月9日ですか、台風15号、大変な被害をもたらしまして、市のほうでもまだ被害の状況を確認ができていないところもあるのではないかと思います。そんな中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。一日も早い復旧をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様方にはお見舞いを申し上げまして、きょうは議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第7回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、森田菊雄委員、1番、小倉哲也委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。それでは、議案第1号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件につきましては、9月24日付で受け付けを行いました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、遠方で後継者もおらず、労働力も不足しているため管理が困難なので、本件農地を手

放したいとのことです。譲り受け人は、以前から農地の管理を行っており、自作地から近く、耕作に適しているため、本件農地を譲り受けたいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、大竹字花ノ木台です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されていました。

そのまま総会資料の3ページをごらんください。こちらには、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部周辺農地の山林化により水利がなくなってしまう、耕作不能となった農地がありますが、耕作可能な土地については全て耕作されています。

次に、農機具などについては、耕運機、農用車を所有しています。譲り受け人は田を所有していますが、田植えなど農機具を必要とする作業につきましては、ほかの農業者に委託して行っております。

次に、農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事しております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が259アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） それでは、1番、小倉でございます。本案件につきましてご報告いたします。10月3日の午後1時に譲り受け人と私とで本案件の現地確認と経緯についてのお話を伺いました。現地は畑として長年譲り受け人が管理しておりました。ここは親戚である譲渡人が相続により譲り受けた農地ですけれども、既に他市に転居しており、後継者もなく高齢化となり宅地及び当該農地の維持管理が困難な状況から譲り受け人に贈与したいとのことでした。農地は譲り受け人の自作地に近く、耕作上便利であることと、障害物がなく将来も継続して耕作を行う予定であるということです。現在非耕作地が18アールほどございますけれども、こちらについては山間部の狭隘な農地で周囲は山林で日照時間が少ないということから、作物の作付が困難であり、保全管理を進めて農地の保全を図られているということでございます。現在70歳となりますけれども、健康であり、農業への意欲もあり問題はないというふうに考えております。なお、本農地につきましては、親戚の分家に当たる方でございます、〇〇〇〇〇〇に在住しております。遠方であるために農地の維持管理が困難ということで、今回の譲渡になったということでございますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。それでは、次に、議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。赤いほうです。本件は、令和元年9月24日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、以前から耕作を譲り受け人に手伝ってもらっており、今後、代がわりに備え、売買により所有権を移転したいとのことです。

譲り受け人は、自作地と隣接しており、以前から耕作を手伝っているから、売買により所有権を得たいとのことです。

総会資料の4ページ、位置図及び5ページの現地写真をごらんください。場所は、下根岸字下夕田です。現地を確認したところ、現地は田で、譲り受け人の所有地と一体で耕作されていました。

総会資料の6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクターに田植機、耕運機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で360日従事しており、基準の150日以上従事している要

件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が98アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 1番の小倉でございます。それでは、本案件につきまして、ご報告いたします。

10月3日の午前9時に譲り受け人と私とで本案件の現地確認と経緯について話を伺ったところでございます。今事務局からお話ありましたように、現地は水田として水稻の作付が行われておりました。ここは、昭和45年7月の千葉県南部地域を襲った集中豪雨によりまして小櫃川が氾濫し、当地域の水田のほとんどが冠水したということでした。その後、復旧に当たって、譲り渡し人が所有する農地と隣接していました譲り受け人の農地が一枚の水田に区画され、現在まで譲り受け人が継続して耕作をしてきたとでございます。両者は親戚関係にありまして、将来を見据え、次世代に継承するために譲り受け人に譲渡することとしたと。現在譲り受け人では長男が農業を手伝っており、将来も継続して農業を継承するとのことでした。農家要件も満たしており、問題はないと思いますので、委員の審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

石渡委員、どうぞ。はい。

○7番（石渡正明君） 7番、石渡です。では、ちょっと事務局に確認なのですが、議案書の1番、ちょっといいですか。権利内容のところでは所有権移転という記載がございますが、この所有権移転というのは、場合は、贈与とか売買を言っているのですか。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。申しわけありませんでした。次回より、売買及び贈与という形で記載するようにいたします。

○7番（石渡正明君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○7番（石渡正明君） いいです。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年9月24日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり、労働力不足で管理が困難なので、本件農地を手放したいとのことです。譲り受け人は、自作地から近く、耕作に適しているため、本件農地を譲り受け農業経営を拡大したいとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真をごらんください。場所は、横田字成竹後です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクターに田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で260日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が121アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替でございます。9月29日午前8時に譲り受け人立ち会いのもと現地確認を行いました。なお、この案件は贈与の案件であります。現地のほうは田んぼで耕作されており、特に問題はありませんでした。農機具や耕作面積、世帯による農業従事日数等は事務局が言われたとおりです。もともと譲り渡し人は相続でこの土地を入手しまして、この先管理するのが大変になってきたので譲り受け人に贈与したいということでした。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号4についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年9月24日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢のため管理が困難なので本件農地を手放したいとのこと。譲り受け人は、自宅から近く、耕作に適していることから本件農地を譲り受け農業経営を拡大したいとのこと。

総会資料の10ページの位置図及び11ページの現地写真をごらんください。場所は、横田字成竹後です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の12ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

ん。

農機具などについては、トラクターに田植機、耕運機、コンバイン、バインダー、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が161アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。9月28日午後2時より譲り受け人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は田んぼで耕作されており、特に問題はありません。農機具や耕作面積、世帯による農作業常時従事日数等は、事務局が言われたとおりです。また、この案件は贈与の案件で、譲り受け人、譲り渡し人は兄弟関係にありまして、相続によって譲り渡し人が取得した土地を高齢のため管理が大変になってきたので譲り受け人に相続させるということでした。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人である夫が妻名義の農地を使用貸借し、住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和元年9月24日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約560メートルに位置し、奈良輪小学校の西側、約670メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料14ページのとおりであり、木造2階建て専用住宅を建てる計画となっております。なお、申請場所149平方メートルは太枠の部分になります。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに東側の排水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料15ページから16ページに平面図を、17ページに建物の立面図を載せています。また、19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。10月2日の11時に小泉委員と現地に行きました。代理人の○○○○から説明を受けました。今事務局から説明があったとおり、ご夫婦、○○○○○さんと○○○さんのご夫婦で奥さん名義での土地をだんなさんがそこに家を建てたいということで。それで、総会資料14ページをちょっと見ていただきたいのですが、この位置図で左側に道路があって、既存の建物、ここにご夫婦と、それから奥さんのお母さんと今同居して住んでられて、今度その右側、入り口からすれば奥のところにご夫婦の建物を新たに建てたいということで、名義が現況畑ですね、それを転用したいということで、もう既に土盛りもしてあって、周辺も宅地化されていますので、特に支障はない、問題はないということで報告をいたします。ご審議をお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。特に補足することはございません。以上です。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市外在住の親族である土地所有者から申請地を使用貸借にて借り受け、農地に営農型の太陽光発電設備を設置しようとする案件です。既に平成28年11月に農地転用の許可及び農地法第3条の許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置し、農地にはサツマイモを作付しております。今回、一時転用3年の期間が満了するため継続の申請をするものです。なお、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりであり、申請書は令和元年9月19日に提出がなされております。

転用目的である営農型の太陽光発電設備についてですが、太陽光パネルを地表から高い位置に設置することでパネルの下の部分を農地のままにし、日照等の影響を考慮した作物の作付により営農を継続しながら発電事業を行うというものです。

今回転用する部分は、太陽光発電パネルを載せる支柱の設置部分となり、面積は支柱部分のみの1.7平方メートルとなります。なお、農地法第3条の使用貸借権の設定については、申請人が農地所有者から申請地を借り受け耕作すること、また太陽光発電設備を設置するための上空を占有する権利設定が含まれており、既に平成28年11月14日から22年間の許可を受けているため申請は不要になります。

総会資料20ページの位置図をごらんください。資料の20ページの位置図をごらんください。申請地は昭和中学校の東側、約500メートル、JR袖ヶ浦駅の東側約1.8キロに位置し、10ヘクタール以上の広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。今回の申請については、一時転用であることから一般基準による審査となりますが、審査に当たっては許可することができない場合は

千葉県の農地転用関係事務指針で示されており、そのいずれかに該当した場合は許可することができないとしております。その具体的な事項は、許可期間が必要最小限の期間を超えていると認められる場合、事業完了後、農地へ復元され耕作目的に供されることが確実と認められない場合、申請権利者が所有権を取得しようとする場合、許可することができないとされております。また、これとあわせて、農林水産省から「支柱を立てて営農する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い」の通知があり、今回追加資料でお手元に配らせていただいた資料が農林水産省からの通知文になります。こちら1枚開いていただいて、2ページ目、3ページ目にちょっとマーカーでつけたのですが、(2)のところに農地転用許可権者の確認事項というふうにあります。この下にあるカタカナのアからキのところがあるのですが、こちらが農地転用許可の確認事項としては、このアからキの事項に該当することを確認するものとされています。例えば、アの事項については、転用期間が区分に応じた期間内であり、下部の農地の適切な営農の継続を前提とする。イの事項は、簡易な構造で容易に撤去ができ、面積が必要最小限であること。ウの事項は、下部の農地における適切な営農の継続が確実と認められることなどがあります。本案件については、これらの事項に抵触していないことを確認しております。

土地利用計画については、総会資料21ページから23ページのとおりであり、営農型太陽光発電設備用の支柱42本と発電用パネル320枚の設置が計画されています。21ページの計画図の黒い点が支柱の設置位置となっており、22ページ、23ページが平面図及び立面図となっております。なお、農地への作付については、引き続きサツマイモを作付する予定ですが、営農型の太陽光発電設備の下部農地での耕作については、3年間の実績及び営農計画書の提出がなされております。

また、今回設置されるパネルの間隔は約60センチあり、通常目にする太陽光発電設備より広がっていることから、日照に関する支障は少ないものとことです。あわせて設置されるパネルは回転式であるため、角度を変えて下部への日照を多くするなどの調整も可能とのことでした。

また、耕作に関してですが、耕うんの方法等については、支柱の地上高が3.5メートル、間隔が4.5メートルから5メートルであり、トラクター作業などの支障はないとのことでした。

排水関連については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみであることから自然浸透により処理する計画となっております。

総会資料24ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。9月29日の日曜日11時に申請人、〇〇〇さんと私、複数委員案件ですから関委員さんと3人で現地を確認をいたしました。3年前に、もう1回一時転用の許可を受けて、もう既に発電もしております。先ほど説明

がありましたとおり、転用になっているのは単管パイプ部分の面積1.7平方メートルだけでございます。そのほかはサツマイモが植えられておりまして、いろいろと減少の割合とかも全部私のほうで書類を把握しております。何の問題もないと思います。排水等につきましても雨水のみで、これも何にも問題もないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いをいたします。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があればお願いをいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。今小泉委員の話されたとおり、特に支障はないと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

森田委員。お願いします。

○16番（森田菊雄君） 16番、森田です。ちょっと説明の内容がよくわからない。現状こういう建物がもうできているということですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○16番（森田菊雄君） それで、こういうのは3年したらまた再申請しなくてはいけないとか、そういうことですか。

○議長（小泉勝彦君） 一時転用は3年が限度だから、3年たったら更新をしなければならないという。

○16番（森田菊雄君） それで、このやつはイモ。時期がどうなるかはあれだけれども、ここへ下にイモを植えてあるということなのですか。

○議長（小泉勝彦君） そうです。サツマイモです。まだ、〇〇〇さんという人が現役の〇〇〇なので、来年になったら、もっとやれるということなのです。

○16番（森田菊雄君） もうちょっと。二十何年も先の話だから、農地に返すとかどうのこうのというところまでは何とも言えないわけですけども。ちょっと直接見ていないので、よくわかりませんでした。

○1番（小倉哲也君） ちょっとよろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。1番。お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番の小倉ですけども、太陽光発電の関係、ソーラーシェアリングだと思っておりますけれども、これについて、太陽光発電の下に作物を栽培すれば許可がおりるということになっているのですが、その作物が植えられただけでいいのか、あるいは経済性を伴ったものであるのかという判断はしているのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今小倉委員さんがおっしゃったとおり、ただ太陽光の下

に作物を植えればよいというものではなく、もともと営農がされていて、その上の上空の土地を有効活用するという事で太陽光をやるというのがソーラーシェアリングになりますので、下の農地の部分の作物が一般的な単収よりも収量が2割毎年減になってはいけないというものがあります。なので、毎年収量がとれた時点で報告を受けます。それで、1反当たりサツマイモの収量が何キロという指定がありますので、その規定を2割減した場合にはこの許可が取り消しになってしまいますので、毎年報告を受けてチェックをしているところです。あと、つくる作物についてはなのですけれども、やはり自家用とかではなくて出荷をするものと決められております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） では、お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、その確認は、例えば市場出荷とかJA出荷とかいろいろあると思うのですけれども、出荷伝票を確認するとか、そういうことをしているのでしょうか。今経済的にやはり確認をするというものを何をもって確認をしているのかお伺いしたい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。報告書で毎年何キロ収穫がありましたというところまでは確認できておりますが、どこどこに何キロ出荷したとまでの資料までは受けておりません。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、基本的にこれは太陽光発電を設置する場合の一時転用として許可をしているのですけれども、その経済的なものとして確認するということが義務づけられると。報告書だけではどれだけやったかと自主報告だけではだめだと思うのです。2割減とか2割減ってしまっただけではいけないよというような要件がついているので、基本的にはどこどこに出荷をして、どの程度の減収になっているのかという確認をやはり事務局としてとらないと恐らく指摘される事項だと思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。検討させていただきます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑は。

○1番（小倉哲也君） 済みません、1番、小倉です。もう一点ですけれども、今の件ですけれども、この〇〇〇〇さん、この方はちょっとわからないのですけれども、成年後見人という方がいらっしゃるのですけれども、どういう状況の方なのか。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。この方は、申請人、〇〇〇さんのお父さんのお姉さんに当たる人です。おばさんに当たる人です。でも、もう結構な高齢なので、成年後見人という方がついているのですけれども。これは、私の推測なのですけれども、〇〇〇さんという人は、〇〇〇さんの妹さん。これは確実ではないです。

○1番（小倉哲也君） これは、転用で何か問題等があるのですか、後見人がいらっしゃるということは。何か問題は。

○事務局（高品吉朗君） 特にはないです。

○1番（小倉哲也君） ないですか。

○事務局（高品吉朗君） はい。

いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回のケースは、申請人の方、譲り渡し人の方がご高齢で判断のほうが。昔からは、こちらの土地を借りて管理してくださいという話に通じていたのですが、現在ご高齢になってしまった関係もありまして、成年後見人の方が家庭裁判所のほうから任命されて、今までどおりに貸し借りをということで了解を得て、申請を今回なされているという状況になります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。わかりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和元年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 令和元年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認について議題といたしますが、委員の家族等が経営している法人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

12番、渡辺義一委員。

〔12番 渡辺義一委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第3号について事務局の説明を求めます。

山田くん。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第3号 令和元年度第7次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この令和元年度第7次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の4ページをごらんください。今回の申請は利用権設定が2件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で80.65アール（8,065平方メートル）となっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから3ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の7ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は26.5アール（2,650平方メートル）となっております。

所有権移転の詳細内容につきましては、資料の5ページから6ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔12番 渡辺義一委員着席〕

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。議案の3ページから4ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年8月1日から8月31日までで5件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

8番、関さん、どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。前回の総会の際に、〇〇〇〇〇〇の転用許可、これが許可条件に反して、土盛りはしないという許可条件だったのが、今1メートルぐらい土盛りをしてある。それについてどう指導するのかというような話をしました。その後の経過を報告してもらいたいというのが1点。もう一点は、やはりそのときに関連して話をしたのですが、転用許可を受けた後、定期的に継続して許可条件のとおりになっているかどうか。これをちょっと取り決め、委員会としてのその確認とか、そういったことを取り決め方法をどうするのかという質問して、それは次回ご提案しますという報告を受けているので、その取り決めがどうなっているのか。この2点、事務局に質問いたします。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。まず、1番の経過についてから、私からちょっとご説明させていただきます。前回、関委員さんからそういったご指導いただきまして、すぐに事業者のほうと連絡をとりました。今現在は工事を中止させております。現場のほうも、工事がとまっております。今現在、現況を確認すると、以前に農業委員会の際に皆さんからご意見があった駐車場、現在の既存の駐車場からスロープを置いて駐車場に行ってはどうかという意見があったのですが、結局農地転用の許可のほうは農道側を通して駐車場にするという許可を出したのですが、実際工事が始まったら、既存の駐車場側を通したスロープをつくっていたのです。それで、そのスロープをつくるために、周りのコンクリートブロックを設置して盛り土をしないという計画だったのが、周りの

コンクリートブロックはしていなくて盛り土をされてしまっているという、また許可した計画と違うことで着工されてしまっていたので、それについて指摘をして、最終的に今現在は工事事業者がスロープ側を通して駐車場を設置するのか、それとも農道側からの許可どおりの駐車場にする案なのか。どちらで行くのかというのを決定していただくということで話し合いをしてもらって、スロープを今もうコンクリートでつくってしまっている、そちら側から行くということであれば、農地法の計画変更の申請を上げていただこうと思っておりますので、今どちらの方法でいくのかを事業者側で再度相談をされているところです。

以上です。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君）　事務局、齊藤です。2つ目の転用許可後に委員さんが定期的に現場を見るというお話ですけれども、転用許可後については、農地転用事務指針の中で、工事完了報告が上がって、事務局が現場を確認して、それで転用事実確認証明書を出すという流れはあります。申請どおりの土地利用計画でない状態で工事完了報告が事務局に上がってきた場合は、工事完了報告を認めず、これは違反転用になります。こうなってしまうまいよう、やはり早期に現場を見るのが非常に大事だということで、今回のケースは、許可を出してから早い段階で委員さんが気づき、土地の利用計画や審査を受けた内容と違うという報告があったため、違反転用の早期対応ができました。また、事業者が、このままやりたいということになると、計画変更になりますから、工事をストップさせて、計画変更申請の許可が出た段階で工事を再開するというような流れになります。このように、農業委員さんには、転用許可後、やはり現場は、少なくとも1回以上は見ていただき、少しでも様子がおかしいということであれば、事務局へ早期に連絡をいただくというようなことをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

どうぞ。

○8番（関　巖君）　今の説明ですと、委員さんに現場を見ていただきたい、結論的に言えば。

○事務局（齊藤秀夫君）　はい。そうです。

○8番（関　巖君）　ということなのですが、例えば2カ月、少なくとも2カ月以内とか、1カ月ごととか、ある程度決めておかないと、ただ見てくださーいと、それをやらずにすぐ終わってしまう場合も出てくると思うので、その辺はきちっと、例えば転用許可が出て2カ月ごととか、ある程度目安をつくっておいたほうがいいのかもしいかなと思います。今までは全部終わって完了届が出て確認するという流れだったのですが、今齊藤さんの説明で、全部終わってしまってからやり直せということは、業者とか相手方に対してちょっと負担を強いることになるので、もう、少しでも早目におかしいということは指摘したほうが相手のためにもなると思うので。そういった意味で、許可後、何カ月以内とかある程度決めておいたほうがやりやすいのではないかなと思うのですが、今の説明だと、ただ見てくだ

さいというだけの黙々の話です。

○議長（小泉勝彦君） 事務局。

○事務局（齊藤秀夫君）事務局の齊藤です。転用期間については、案件によってそれぞれ長短があるので、1カ月、2カ月とかそういう決まりはなかなか難しいと思います。少なくとも中間では見ていただくということで、お願いしたいと考えております。事務局のほうも、現場に出たときには見るようにはしてまいります、やはり現場に近い委員さんにも見ていただきたいです。現場を見て、問題なかったということであれば、またこういった総会の場でも結構ですので、ご報告いただくというような形でいかがでしょうかというところでございます。

○議長（小泉勝彦君） それぞれの案件によって規模も違うし、何カ月と一様に区切るというものどうかと思えますけれども。今回の〇〇〇〇〇〇の場合は、もう見えるところで排水もひどかったし、ああいうのはやっぱり事務局のほうへおかしいのではないかと行ってもらうのは本当に助かっていることだと思います。皆さんはどういうお考えなのか、もしご意見あれば。

〔何事か言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） やらなければいけないのはわかっているのですけれども。

お願いします。

○16番（森田菊雄君） 16番、森田です。継続的に気をつけて見るといっても、できれば事務局のほうから今月あたり行ってくださいとか連絡もらえれば。そういうことができなければ、ちょっとずっと観察するというのもなかなか自信がないかなと思いますので。その辺は検討してもらえないかなという感じです。今月中に1回行ってみてくださいとか、そういう電話連絡とか何かがあれば動きやすいのですけれども。

以上です。

○事務局長（伊藤恵一君） 会長、いいですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（伊藤恵一君） 事務局長の伊藤です。ご指摘のとおり、監視の重要性というのはやはり事務局も認識しております。今森田委員から提案のありました事務局のほうで進行管理した上で委員の皆さんにご協力いただくという制度を当面の間といいますか、まず試行でやってみたいと思いますので、管理簿をつくって定期的にやってみたいと考えます。委員、よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○事務局長（伊藤恵一君） もう一点、現地に確認に行く際、本当に異状を発見したときは、直接委員さんがお話しすることは避けていただいて、事務局のほうにご一報ください。私どもも状況に合わせた対応をしてから動きますので、この点十分にお気をつけください。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、事務局のほうひとつよろしく願いいたします。

○6番（石川和利君） その他で質問なのですけれども。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○6番（石川和利君） 1号議案の中で地代とか書いていないのがあったので、これは、地代はただにするのか、ほかに契約してなのか。

〔「利用集積のところ」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの今回は2件あるのですけれども、一番上の1—9—1の整理番号となっているものにつきましては、使用貸借という形になりますので、賃借ではないので賃借料が発生しないものです。

○6番（石川和利君） わかりました。

○16番（森田菊雄君） 使用貸借というのは何でしたか。

○事務局（山田尚史君） こちら利用貸借の各筆明細書の右側寄りのほうの③番、利用権の種類というものと、④番、利用当事者間の法律関係というもので、それぞれ2種類ありますけれども、賃借料が発生する貸借が賃借権で、そういったものがなく、ただ利用するだけでほかに賃料の契約が発生しないものについては使用貸借というものであると思っただけだと思います。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第7回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時05分 閉会